

4. 刑事事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額		
1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額		
	報酬金	起訴前	不起訴	20万円以上
			求略式命令	上記の額を超えない額で弁護士と依頼者との協議により定める額
		起訴後	刑の執行猶予	20万円以上
			求刑された刑が軽減された場合	上記の額を超えない額で弁護士と依頼者との協議により定める額
2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
	報酬金	起訴前	不起訴	20万円以上
			求略式命令	20万円以上
		起訴後	無罪	50万円以上
			刑の執行猶予	20万円以上
			求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額
			検察官上訴が棄却された場合	20万円以上